

指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 社団貴和会が開設する、要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という)に対し、適切な訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション(以下「訪問リハビリ」という)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。

3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(事業所の所在地)

第3条 事業所の所在地は、広島県廿日市市津田4180 とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者:医師 1 名、病院と兼務

従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2)理学療法士 4 名、病院と兼務

医師の指示・訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス(介護予防サービス)を行う。

(営業日、及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月14日から16日、12月30日から1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後 6 時までとする。ただし木・土曜日は午後1時までとする。

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、主治医の指示に基づき、要介護者(介護予防にあつては要支援者)の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション)を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(事業の実施地域)

第7条 事業の実施地域は廿日市市とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記入押印を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(非常災害対策)

第10条 施設は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

- 2 有事の際には、事業継続計画に沿って対策を講じる。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1)虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を行う。
- (2)虐待防止の指針を整備し必要に応じて見直しを行う。
- (3)従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4)上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1)地域連絡協議会が開催する研修

(2)他の研修

- | | |
|-------------------|---------|
| 1.採用時研修 | 採用時 |
| 2.虐待防止に関する研修 | 年2回、採用時 |
| 3.権利擁護に関する研修 | 年1回、採用時 |
| 4.認知症ケアに関する研修 | 年1回、採用時 |
| 5.事業継続計画に関する研修、訓練 | 年2回、採用時 |
| 6.身体拘束に関する研修 | 年2回、採用時 |
| 7.事故発生防止に関する研修 | 年2回、採用時 |
| 8.感染対策に関する研修 | 年2回、採用時 |

9.その他の研修

- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

- 3 この規定に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人社団貴和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 6月 1日から施行する。